

岩手沿岸南部広域環境組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則

平成18年 4月21日 規則第20号

(目的)

第1条 この規則は、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例(平成18年岩手沿岸南部広域環境組合条例第10号)に基づき、岩手沿岸南部広域環境組合職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(期末手当及び勤勉手当)

第2条 職員の期末手当及び勤勉手当については、釜石市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和41年釜石市規則第23号)の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。